

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

証拠申出書

平成28年2月19日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

ほか

証人佐藤暁の証人尋問の申出

1 証人の表示

〒121-0055

東京都足立区加平1-4-13 601号

佐藤暁（同行・主尋問90分）

2 立証の趣旨

新規制基準及び安全性の考え方が、米国の基準及び安全性の考え方と比較して安全確保策として不十分であり、新規制基準に基づき設置変更許可処分を受けたとしても、本件原発の運転が認められないこと

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

以上

別紙

尋問事項（証人 佐藤 暁）

第1 証人の経歴、職歴について

第2 新規制基準が国際水準に達していないこと、及びその危険性

- 1 米国における炉心損傷リスクの評価方法、日本の新規制基準においてこうした評価方法が採用されていないこと、及びその危険性
- 2 安全系の構成品が非安全系の構成品より過酷な環境下で機能するという想定が誤りであることの根拠、具体例、及びこれらの本件原発における検討
- 3 新規制基準のうち、とりわけ第4層（過酷事故対策）、第5層（原子力防災）は、国際的な基準を無視したものであること
- 4 新規制基準のうち、とりわけ人的要因における不備、脅威の抽出と対処の不備、及びこれらが国際的基準を無視したものであること
- 5 新規制基準の、自然現象に対する設計基準と安全目標、及びこれらが国際的基準を無視したものであること

第3 その他、本件原発をはじめとする日本の原発が、安全性に関して国際慣行に達していないこと、及びその危険性

- 1 確率論的リスク評価（PRA）の誤差、P R Aの評価に関する国際慣行、日本におけるP R Aの評価が上記国際慣行の水準に達していないこと、またこのことが本件原発の危険性に与える影響
- 2 原子力発電所の安全に対する脅威の実証的把握に関する国際慣行、及び日本において国際慣行が遵守されていないこと
- 3 荷重は、地震加速度の増大割合に比例せず、それ以上に増大する可能性があること、上記に関する国際慣行、及び日本において国際慣行が遵守されていないこと

4 日本は福島事故の当事国でありながら、同事故の教訓に、諸外国と比較しても異例なほど学んでいないこと

第4 その他、これらに関連する一切の事項

以上